

# 直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法

## 1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から e) のとおりとする。



認 証 機 関 名

図 1—格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 とししなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。

## 3 格付の表示の方法

格付の都度、各個ごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印しなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3082 号

一部改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号

最終改正 令和 元年 8 月 15 日農林水産省告示第 666 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和元年 8 月 15 日農林水産省告示第 666 号

令和元年 11 月 13 日から施行する。